海を守ろうむなかた実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、海を守ろうむなかた実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 実行委員会は、事務局を福岡市中央区赤坂1-16-5 読売新聞西部本社企画共創部内に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、「むなかた SDGs 教室」(以下「本事業」という。)の企画及び実施運営を円滑に行い、海の豊かさを守る活動と質の高い教育を提供する活動に取り組むことを目的とする。

(事業)

- 第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 本事業の実施に必要な企画および実施に関すること。
 - (2) 本事業の実施に必要な広報に関すること。
 - (3) 本事業の予算及び決算に関すること。
 - (4) 関係団体との連絡調整に関すること。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(委員)

第5条 実行委員会は、第3条の目的を達成するため、読売新聞西部本社、宗像市から推薦された委員若 干名をもって構成する。

(役員等)

第6条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 1名

(職務)

第7条 委員長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故 あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。委員は、実行委員会の会計を監査し、その結 果を実行委員会に報告する。

(役員及び委員の任期)

第8条 役員及び委員の任期は、実行委員会の事業が終了するまでの間とする。

(会議)

- 第9条 会議は、委員長、副委員長および委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を決定する。
- (1) この規約の制定、改廃に関すること。
- (2) 実行委員会の目的を達成するための基本計画に関すること。
- (3) 実行委員会の運営に必要な予算および決算に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 2 会議は、委員長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。

(会計)

第10条 実行委員会の経費は、日本財団の助成金、読売新聞西部本社の出資金等をもってあてる。

2 実行委員会の会計期間は、実行委員会の発足の日に始まり、解散の日をもって終了する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、2022年 1月12日から施行する。

(施行日前における準備行為)

2 この規約の施行前に行われた展覧会の準備行為は、この規約に基づいて行われたものとみなす。